

令和2年度 常勤講師及び非常勤講師 取扱一覧(県立特別支援学校)

常勤講師等	名称	任用期間	勤務時間	給与・諸手当	支給方法	休暇等	社会保険等			
	一般定数内講師 一般定数内養護助教諭	原則 4月1日～9月30日、 10月1日～3月31日	週38時間45分 (7時間45分×5日)	○経験年数に応じた給料号給 ○通勤手当等各種手当支給 ○任用期間によって期末・勤労手当支給 ○退職手当(6か月以上の任用期間がある者)	○システムにより申請した給与振込口座への振込 ※給料は毎月21日に口座払(その日が週休日等に当たるときは、その日以前における直近の金融機関営業日(以下同じ)) ※期末・勤労手当は、6月期は6月30日、12月期は12月10日に口座払	『臨時的任用職員の休暇について(通知)』による ・任用期間に応じて付与される	公立学校共済組合に加入			
	一般定数内学校事務職員 一般定数内学校栄養職員等	原則 4月1日～9月30日、 10月1日～3月31日								
	育休定数内講師 育休定数内養護助教諭	原則 4月1日～3月31日								
	産休代員、育休代員、休職代員、子育て王国推進代員等	配置を必要とする期間								
名称	配置基準等	授業時間、授業形態等						報酬額	支給方法	休暇等
妊娠中の女子教諭の勤務軽減(女子教諭体育実技補助)	妊娠中の女子教諭の母体保護と体育実技等授業の教育効果の確保	重複学級の担任の補助又は、同一校に二人の妊娠者がある場合の補助 週30時間以内	○1, 370円×勤務した時間数 通勤距離片道2km以上の場合に費用弁償を支給 ○1ヶ月分の報酬に相当する期末手当(6ヶ月以上の任用期間又は任用予定期間がある場合)	システムにより給与振込口座申請	・年次有給休暇(任用期間、週当たりの勤務時間数及び日数に応じた休暇を付与) ・病気休暇 ・特別休暇	2ヶ月1日以上任用がある場合は社会保険加入(健康保険・厚生年金・介護保険) 31日以上任用がある場合は雇用保険加入				
教科補充	特別支援学校において教科の授業を完全補充することが目的	週30時間以内								
育児短時間勤務者(養護教諭)の後補充	育児短時間勤務者の後補充が必要と認めた学校	週22時間以内								
初任者研修後補充	特段の希望がある場合のみ	初任者1人あたり22日以内 1日あたりの勤務時間は7時間以内					○1, 690円×勤務した時間数 通勤距離片道2km以上の場合に費用弁償を支給 ○1ヶ月分の報酬に相当する期末手当(6ヶ月以上の任用期間又は任用予定期間がある場合)	※報酬は毎月21日に口座払い(その日が週休日等に当たるときは、その日以前における直近の金融機関営業日) ※期末手当は、6月期は6月30日、12月期は12月10日に口座払	無	1年以上任用がある場合は社会保険加入(健康保険・厚生年金・介護保険) 31日以上任用がある場合は雇用保険加入
初任者研修(拠点校方式以外の一人配置校指導教員)	初任者の一人配置校に対して、学校長からの希望がある学校	1週8時間以内 年間300時間以内								
新規採用養護教諭研修	初任者の一人配置校に対して、学校長からの希望がある学校	校内研修に係る指導及び助言は、年間15日以内、1日4時間程度 校外研修における後補充は年間15日以内 勤務時間7時間45分								
特別非常勤	優れた知識・技術や経験を持つ人材を活用し、特色ある学校づくりを支援	教科等別に1校の上限を設定1人あたりの時数、校数の制限なし 授業担当者とのTT形式が望ましい								
名称	配置基準等	授業時間、授業形態等	報酬額	支給方法	休暇等	社会保険等				
妊娠中の女子教諭の勤務軽減(女子教諭体育実技補助)	妊娠中の女子教諭の母体保護と体育実技等授業の教育効果の確保	重複学級の担任の補助又は、同一校に二人の妊娠者がある場合の補助 週30時間以内	○1, 690円×勤務した時間数 通勤距離片道2km以上の場合に費用弁償を支給 ○1ヶ月分の報酬に相当する期末手当(6ヶ月以上の任用期間又は任用予定期間がある場合)	※報酬は毎月21日に口座払い(その日が週休日等に当たるときは、その日以前における直近の金融機関営業日) ※期末手当は、6月期は6月30日、12月期は12月10日に口座払	無	2ヶ月1日以上任用がある場合は社会保険加入(健康保険・厚生年金・介護保険) 31日以上任用がある場合は雇用保険加入				
教科補充	特別支援学校において教科の授業を完全補充することが目的	週30時間以内								
育児短時間勤務者(養護教諭)の後補充	育児短時間勤務者の後補充が必要と認めた学校	週22時間以内								
初任者研修後補充	特段の希望がある場合のみ	初任者1人あたり22日以内 1日あたりの勤務時間は7時間以内								
初任者研修(拠点校方式以外の一人配置校指導教員)	初任者の一人配置校に対して、学校長からの希望がある学校	1週8時間以内 年間300時間以内								
新規採用養護教諭研修	初任者の一人配置校に対して、学校長からの希望がある学校	校内研修に係る指導及び助言は、年間15日以内、1日4時間程度 校外研修における後補充は年間15日以内 勤務時間7時間45分								
特別非常勤	優れた知識・技術や経験を持つ人材を活用し、特色ある学校づくりを支援	教科等別に1校の上限を設定1人あたりの時数、校数の制限なし 授業担当者とのTT形式が望ましい								
名称	配置基準等	授業時間、授業形態等	報酬額	支給方法	休暇等	社会保険等				
妊娠中の女子教諭の勤務軽減(女子教諭体育実技補助)	妊娠中の女子教諭の母体保護と体育実技等授業の教育効果の確保	重複学級の担任の補助又は、同一校に二人の妊娠者がある場合の補助 週30時間以内	○1, 690円×勤務した時間数 通勤距離片道2km以上の場合に費用弁償を支給 ○1ヶ月分の報酬に相当する期末手当(6ヶ月以上の任用期間又は任用予定期間がある場合)	※報酬は毎月21日に口座払い(その日が週休日等に当たるときは、その日以前における直近の金融機関営業日) ※期末手当は、6月期は6月30日、12月期は12月10日に口座払	無	2ヶ月1日以上任用がある場合は社会保険加入(健康保険・厚生年金・介護保険) 31日以上任用がある場合は雇用保険加入				
教科補充	特別支援学校において教科の授業を完全補充することが目的	週30時間以内								
育児短時間勤務者(養護教諭)の後補充	育児短時間勤務者の後補充が必要と認めた学校	週22時間以内								
初任者研修後補充	特段の希望がある場合のみ	初任者1人あたり22日以内 1日あたりの勤務時間は7時間以内								
初任者研修(拠点校方式以外の一人配置校指導教員)	初任者の一人配置校に対して、学校長からの希望がある学校	1週8時間以内 年間300時間以内								
新規採用養護教諭研修	初任者の一人配置校に対して、学校長からの希望がある学校	校内研修に係る指導及び助言は、年間15日以内、1日4時間程度 校外研修における後補充は年間15日以内 勤務時間7時間45分								
特別非常勤	優れた知識・技術や経験を持つ人材を活用し、特色ある学校づくりを支援	教科等別に1校の上限を設定1人あたりの時数、校数の制限なし 授業担当者とのTT形式が望ましい								
名称	配置基準等	授業時間、授業形態等	報酬額	支給方法	休暇等	社会保険等				
妊娠中の女子教諭の勤務軽減(女子教諭体育実技補助)	妊娠中の女子教諭の母体保護と体育実技等授業の教育効果の確保	重複学級の担任の補助又は、同一校に二人の妊娠者がある場合の補助 週30時間以内	○1, 690円×勤務した時間数 通勤距離片道2km以上の場合に費用弁償を支給 ○1ヶ月分の報酬に相当する期末手当(6ヶ月以上の任用期間又は任用予定期間がある場合)	※報酬は毎月21日に口座払い(その日が週休日等に当たるときは、その日以前における直近の金融機関営業日) ※期末手当は、6月期は6月30日、12月期は12月10日に口座払	無	2ヶ月1日以上任用がある場合は社会保険加入(健康保険・厚生年金・介護保険) 31日以上任用がある場合は雇用保険加入				
教科補充	特別支援学校において教科の授業を完全補充することが目的	週30時間以内								
育児短時間勤務者(養護教諭)の後補充	育児短時間勤務者の後補充が必要と認めた学校	週22時間以内								
初任者研修後補充	特段の希望がある場合のみ	初任者1人あたり22日以内 1日あたりの勤務時間は7時間以内								
初任者研修(拠点校方式以外の一人配置校指導教員)	初任者の一人配置校に対して、学校長からの希望がある学校	1週8時間以内 年間300時間以内								
新規採用養護教諭研修	初任者の一人配置校に対して、学校長からの希望がある学校	校内研修に係る指導及び助言は、年間15日以内、1日4時間程度 校外研修における後補充は年間15日以内 勤務時間7時間45分								
特別非常勤	優れた知識・技術や経験を持つ人材を活用し、特色ある学校づくりを支援	教科等別に1校の上限を設定1人あたりの時数、校数の制限なし 授業担当者とのTT形式が望ましい								
名称	配置基準等	授業時間、授業形態等	報酬額	支給方法	休暇等	社会保険等				
妊娠中の女子教諭の勤務軽減(女子教諭体育実技補助)	妊娠中の女子教諭の母体保護と体育実技等授業の教育効果の確保	重複学級の担任の補助又は、同一校に二人の妊娠者がある場合の補助 週30時間以内	○1, 690円×勤務した時間数 通勤距離片道2km以上の場合に費用弁償を支給 ○1ヶ月分の報酬に相当する期末手当(6ヶ月以上の任用期間又は任用予定期間がある場合)	※報酬は毎月21日に口座払い(その日が週休日等に当たるときは、その日以前における直近の金融機関営業日) ※期末手当は、6月期は6月30日、12月期は12月10日に口座払	無	2ヶ月1日以上任用がある場合は社会保険加入(健康保険・厚生年金・介護保険) 31日以上任用がある場合は雇用保険加入				
教科補充	特別支援学校において教科の授業を完全補充することが目的	週30時間以内								
育児短時間勤務者(養護教諭)の後補充	育児短時間勤務者の後補充が必要と認めた学校	週22時間以内								
初任者研修後補充	特段の希望がある場合のみ	初任者1人あたり22日以内 1日あたりの勤務時間は7時間以内								
初任者研修(拠点校方式以外の一人配置校指導教員)	初任者の一人配置校に対して、学校長からの希望がある学校	1週8時間以内 年間300時間以内								
新規採用養護教諭研修	初任者の一人配置校に対して、学校長からの希望がある学校	校内研修に係る指導及び助言は、年間15日以内、1日4時間程度 校外研修における後補充は年間15日以内 勤務時間7時間45分								
特別非常勤	優れた知識・技術や経験を持つ人材を活用し、特色ある学校づくりを支援	教科等別に1校の上限を設定1人あたりの時数、校数の制限なし 授業担当者とのTT形式が望ましい								